

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税等に関する規定を改正した。

1 不動産取得税

(一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長することとした。

(二) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長することとした。

(三) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(四) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置の廃止に伴い、当該特例措置に係る申請手続に関する規定を廃止した。

(五) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

2 自動車取得税

(一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象を見直した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(四) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車（以下「低公害車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止した。

(五) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、電気自動車等を対象に追加した上、その適用期限を平成

二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(六) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から千万円を控除する特例措置を講じた。

(七) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から六百五十万円（乗車定員が三十人未満のものは、二百万円）を控除する特例措置を講じた。

(八) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から百万円を控除する特例措置を講じた。

(九) 平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日（一定のトラックは平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講じた。

3 軽油引取税

船舶の動力源その他一定の用途に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

4 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、次の措置を講じることとした。

(一) 環境負荷の小さい自動車

(1) 平成二十四年度及び平成二十五年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及び平成二十七年燃費基準値より十%以上燃費性能の良い自動車で、平成十七年排出ガス基準値より七十五%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、当該登録の翌年度に税率の概ね百分の五十を軽減する。

(2) 平成二十四年度及び平成二十五年度に新車新規登録された自動車で、平成二十七年燃費基準を満たすものうち、平成十七年排出ガス基準値より七十五%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、当該登録の翌年度に税率の概ね百分の二十五を軽減する。

(二) 環境負荷の大きい自動車

平成二十四年度及び平成二十五年度に次に掲げる年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から税率の概ね百分の十を重課する。

- (1) ガソリン自動車又はLPG自動車で新車新規登録から十三年を経過したもの
- (2) 軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で新車新規登録から十一年を経過したもの

5 その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日